

## 長崎大学における教員の個人評価について

長崎大学では、平成12年12月に「長崎大学における教員の個人評価指針」及び「長崎大学における個人評価実施基準」を制定した。各部局にも評価委員会が順次設置され、平成13年度には個人評価の体制がほぼ整い、平成14年度に全学的な教員の個人評価を実施した。その考え方、評価項目及び評価結果の総括等について概説する。

### 1. 長崎大学の概要

#### 1-1. 沿革

昭和24(1949)年5月31日国立学校設置法により、旧制の長崎医科大学、長崎医科大学附属薬学専門部、長崎経済専門学校、長崎師範学校、長崎青年師範学校、長崎高等学校を包括し、学芸学部、経済学部、医学部、薬学部、水産学部の5学部に附属図書館を置き、風土病研究所が附置され、学部附属の学校または教育施設として、学芸学部に小学校・中学校・幼稚園、医学部に病院・病院分院・看護婦養成施設をもつ新制大学として設置された。

昭和41年(1966)	4月	工学部設置 学芸学部を教育学部と改称
昭和42年(1967)	6月	風土病研究所を熱帯医学研究所と改称
昭和54年(1979)	10月	歯学部設置
平成元年(1989)	5月	熱帯医学研究所を全国共同利用の研究所に改組
平成9年(1997)	10月	環境科学部設置
平成15年(2003)	10月	医学部・歯学部附属病院設置(医病、歯病の統合)
平成16年(2004)	4月	国立大学法人長崎大学が長崎大学を設置

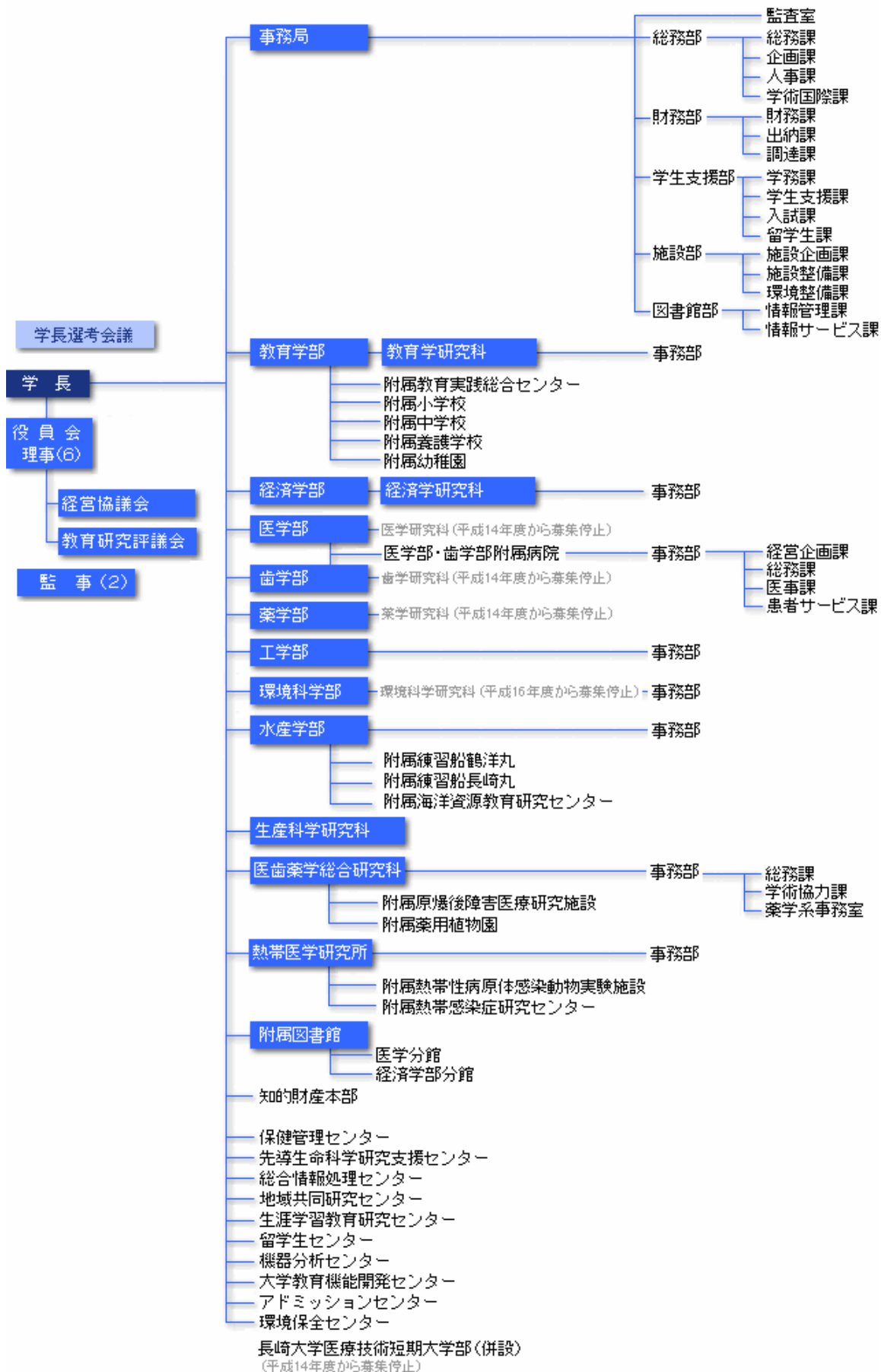
#### 1-2. 概要

「長崎大学は、長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献する。」を理念として教育研究を行っている。

文教キャンパス、坂本キャンパス及び片淵キャンパスの3地区に分かれた総合大学として発展してきた。平成16年9月時点での学生総数は8学部で7,673名、教官総数は972名である。

長崎大学機構図

■機構図 (平成16年4月1日現在)



## 2 . 教員の個人評価の概要 添付資料「長崎大学における教員の個人評価指針」及び「長崎大学における教員の個人評価実施基準」を参照

評価の目的は、自律的かつ定期的な点検評価を教員個人が行うということにより教育研究などの諸活動の向上を図ること。

教員個々人が取りまとめた過去5年間の活動実績を資料として、5年ごとに実施する。ただし、評価を行わない年度でも各教員は毎年1～12月の諸活動を年間業績として取りまとめ、常時自己活動を点検する体制となっている。

### 2 - 1 . 評価領域

評価領域は、教育、学術・研究、組織運営、社会貢献の4領域とし、学部等は、専門性を考慮して評価項目を設定するものとする。

#### 2 - 1 - 1 . 教育活動の領域

教育は、教員の基本的な責務である。この意味から、教育活動は、教育担当の実績、教育の質、学生による授業評価などを基に、幅広く総合的に評価する。

#### 2 - 1 - 2 . 学術・研究の領域

学術・研究活動は、教員自身の教育や専門家としての活動に大いに役立つものであり、大学教員にとって教育活動とともに重要な使命である。学術・研究活動は、これまでに人類が得た知識について資料の収集、体系化及び伝承を行う学術活動、研究を通して新しい知識を創造する活動等について、幅広く総合的に評価する。

##### 2 - 1 - 2 - 1 . 学術活動

学術活動は、次に掲げる項目について、総合的に評価する。この学術活動に関する評価項目については、各学部等の専門性を考慮して追加あるいは削減することができる。

- (1) 教科書の編纂
- (2) 専門書籍の編纂
- (3) 学術調査報告
- (4) 症例報告
- (5) 専門技術の解説
- (6) 教材開発
- (7) 教育マニュアルの作成
- (8) 芸術活動
- (9) 演奏活動
- (10) 市場調査
- (11) 教育法の開発
- (12) 国際学術交流

### (13) その他本学及び学部等が必要に応じて設定する項目

#### 2 - 1 - 2 - 2 . 研究活動

研究活動は、科学的な手法により研究を行うことによって新しい知識を創造する活動である。研究活動には、基礎研究、応用研究、臨床的研究などが含まれる。その項目としては次に掲げるものがあげられるが、各学部等の専門性を考慮して追加あるいは削減することができる。

- (1) 審査制を備えた国際学術雑誌への公表
- (2) 審査制を備えた国内学術雑誌への公表
- (3) 審査制を備えない国際学術雑誌への公表
- (4) 審査制を備えない国内学術雑誌への公表
- (5) 学術専門書の出版（著書）による公表
- (6) 学内紀要への公表
- (7) 総説等への公表
- (8) 審査を経て決定される研究費の獲得
- (9) 種々の研究費の獲得
- (10) 他の大学、研究機関や専門領域の学会などから招聘されて行った教員の専門領域に関する講演
- (11) 国際研究交流
- (12) 学術賞の受賞
- (13) 特許、実用新案等
- (14) その他本学及び学部等が必要に応じて設定する項目

#### 2 - 1 - 2 - 3 . 医療活動

医療活動のうち、大学病院などで教員が本来の職務として教育・研究活動を伴って行う医療活動は、学術・研究領域に区分する。その評価項目は各附属病院等の専門性を考慮して設定し、総合的に評価する。

#### 2 - 1 - 3 . 組織運営の領域

教員は、本学を維持し発展させるために必要な組織運営に係る業務を、その職に応じて果たす必要がありその業務について、幅広く総合的に評価する。

#### 2 - 1 - 4 . 社会貢献の領域

本学の教員は、自己の専門家としての資質の向上に努め、それをもって社会に貢献することに努める必要がある。本学は、専門家としてあるいは本学教員としての立場で行う種々の社会貢献活動の実績を総合的に評価する。

#### 2 - 2 . 各領域の評点について

各領域の評点は各 1 ～ 5 点とする。( 評点平均値は全部局で 2 点とする。評点の具体的基準は各部局等で設定 )

評点と評価基準

評 点	評 価 基 準
5	極めて高いレベルの活動が認められるもの
4	高いレベルの活動が認められるもの
3	許容レベル以上の活動が認められるもの
2	許容レベルの活動が認められるもの
1	許容レベル以下の活動であり容認できないもの

( 注 )

学部等は、その専門性を考慮して、教員の職種ごとに 5 年間の活動の到達基準値を設定する。この到達基準値から一定の範囲内の業績に到達した者の評価を評点 2 とする。それ以外の評点の基準は、各学部等で定めた到達基準値を基に定める。なおこの規定にかかわらず、教員の職種、職務の特殊性や専門性などを考慮し、学部、学科等の組織単位で各領域の評価に重みを加えることができる。この場合にあっては、次の計算式により各領域の個人評点に各領域の評価の重みを加味した評点を算出し、その合計点を総合点とする。

計算式：

$$\begin{aligned} \text{各領域の評価の重みを加味した評点} &= \text{各領域の個人評点} \times \text{各領域の評価の重み} \\ \text{各領域の評価の重み} &= \text{4 領域の合計点 20 点のうちその領域に配分した点数} / \\ &\quad \text{各領域に与えられた基準点 ( 5 点 )} \end{aligned}$$

### 2 - 3 . 各領域の評点の集計方法

各領域の評点の集計は過去 5 年間の実績を平均化する。

[ 各領域とも各 5 点満点を基準とするが、教授、助教授等の職種等により各評価領域の満点値を合計 20 点の範囲内で傾斜配点することが可能 ]

	教 育	学 術 ・ 研 究	組 織 運 営	社 会 貢 献
9 年	.	.	.	.
10 年	.	.	.	.
11 年	.	.	.	.
12 年	.	.	.	.
13 年	.	.	.	.
平均	.	.	.	.

## 2 - 4 . 総合評価

総合評価は評価 4 領域の合計点 ( 2 0 点満点) とする。

### 総合評価基準

総合点	18 点以上	13 点以上 18 点未満	6 点以上 13 点未満	6 点未満
評 語	優 秀	良	可	要努力

## 2 - 5 . 評価結果の利用

評価結果は教員の諸活動の活性化を促すために利用する

## 2 - 6 . 評価結果の公表

個人に係る評価結果は個人情報として公表しないが、大学・学部等の見地から総合的に分析し、その結果を公表する。

## 2 - 7 . 活動計画の作成

各教員は、評価結果を考慮して次期 ( 5 年間 ) の活動計画を作成する。

## 3 . 評価結果の総括について

平成 1 3 年度に実施した評価結果について、長崎大学個人評価実施報告書において総括が行われている、以下にその内容を抜粋する。

### 長崎大学個人評価結果の総括

平成 1 3 年度に実施した評価が長崎大学として初めての個人評価である。第 1 回目のため、その実施過程について、懸案事項を持っていた。実施結果の仔細な分析においても、懸念通り多くの問題点、改善点の存在が判明した。しかし、これら結果はこの類いの評価が宿命的に持つ難しさと問題点を具体的に示してくれたものと理解しており、個人評価委員会はこの貴重な個人評価データを第 2 回目以降の評価を有意義なものにしていく為の参考資料としている。

今回の評価結果から読み取れる諸々の点に関する総括は以下の通り。

#### [評価すべき点]

個人の活動が活性化されなければ組織としての活性化も期待できないため、個人評価の導入により、組織と個人の両評価システムが整った。

個人の評価結果のフィードバックと利用に努めた結果、同一部局内において各領域における自らの位置関係を把握することができた。このことにより、今後の教育・研究活動における自らの課題が明確となり、個々の努力目標が明らかになった。

大学として、個人と組織の評価システムを整えるための問題点を一層鮮明に把握するこ

とが可能となった。

#### [問題点]

全部局が評点平均値(許容レベルの活動)を「2」として評価することとなっているが、その「2」となる活動基準が部局によって大きく異なっていたため、部局における総合評点の平均値が部局間で大きく乖離した。評点「1」～「5」の活動基準設定を細部に渡り相当厳格にした部局とやや弾力的にした部局が混在したことが原因である。評価実施前に各評価領域の評点平均値が「2」となるようシミュレーション実施を依頼していたが、必ずしも平均「2」とならなかった。シミュレーション実施を依頼すること事態に実施上無理があり、全部局統一の評点平均値を設定、部局間比較を意図することの意義も含めて再検討を要する課題である。

部局、職種の相違による「教育」、「学術・研究」、「組織運営」、「社会貢献」の4領域に対する傾斜配点の比率を各部局の判断に委ねたが、この傾斜配点設定が部局間及び職種間の相違を調整できたか不明。

教育活動がほとんどない研究所、診療を主業務とする附属病院、文系学部と理系学部の相違が存在する等に起因する部局間の相違、学内各種委員会(組織運営の領域)への貢献に対する教授と助手という職種間の相違等、部局、職種間での相違によって4領域に対する活動の程度が異なることが原因である。

現在の評価項目・細目、また評価結果の利用目的等に関しても問題点として認識している。

部局間比較を意図することの実現可能性とその意義の再検討が必要。総合評点平均値は各部局で得られたが、評価結果に変動が大きく、現状では部局間比較が不可能となっている。

#### 4. 実施基準等の見直し

平成14年度に実施した教員の個人評価の評価結果を踏まえ、平成15年度に実施基準等の見直し作業を行い、平成19年度(第2回目)実施に向けて準備を進めている。

添付資料「長崎大学における大学評価に関する規則」、長崎大学における教員の個人評価に関する実施基準

目次

- 第1章 総則
- 第2章 評価基準の作成
- 第3章 評価項目の作成
- 第4章 評価資料の作成
- 第5章 評価に係る組織の役割
- 第6章 評価の実施手順
- 第7章 雑則
- 附則

第1章 趣旨

この実施基準は、長崎大学における大学評価に関する規則（平成16年規則第29号。以下「大学評価規則」という。）に定めるもののほか、長崎大学（以下「本学」という。）における教員の個人評価に係る評価基準、評価項目及び評価資料の作成、評価に係る組織の役割、評価の実施手順等の細部に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 評価基準の作成

第1 部局等は、部局等の専門性を考慮して、「教育」、「学術・研究」、「組織運営」及び「社会貢献」の4領域ごとに評価項目を設定する。この評価項目の設定に当たっては、第3章に掲げる評価項目を参考にするものとする。

第2 個人評価は、領域ごとに、表1による5段階の領域評価基準を基に行い、さらに各領域評価点の合計点で5段階の総合評価を行う。ただし、総合評価に際し、教員の職種、職務の特殊性や専門性などを考慮し、学部、学科等の組織単位で各領域の評価点に表2により重みを加えることができる。この場合において、組織単位で重みを統一することが困難と認められるときは、この重みの範囲内で個人毎に定めることができる。

2 特別な理由があると各部局等の部局評価委員会が認めた者にあつては、表2にかかわらず個人毎に各領域の評価点に重みを加えることができる。

3 第1項ただし書き及び前項の場合にあつては、次の計算式により各領域の評価点に各領域の評価の重みを加味した評価点を算出し、その合計点を総合評価点とし、その点数で総合評価を行う。

計算式：各領域の評価の重みを加味した評価点 = 各領域の評価点 × 各領域の評価の重み

（各領域の評価の重み = 4領域の合計点20点のうちその領域に配分した点数 / 各領域に与えられた基準点（5点））

表1 領域評価基準

領域評価点	領 域 評 価
5	特に優れている
4	優れている
3	水準に達している
2	改善の余地がある
1	改善を要する



表2 職種別各領域の重み一覧

職種	領域	教育	学術・研究	組織運営	社会貢献
教授		1.0～1.6	1.0～1.6	0.4～1.2	0.4～1.2
助教授		1.0～1.6	1.0～2.3	0.2～1.0	0.2～1.0
講師		1.0～1.6	1.0～2.3	0.2～1.0	0.2～1.0
助手		0.5～0.8	2.4～3.0	0.1～0.6	0.1～0.8

第3 部局等は、その専門性を考慮して、教員の職種ごとに5年間の活動の到達基準値を設定する。この到達基準値から一定の範囲内の業績に到達した者の評価を評価点3とする。それ以外の評価点の基準は、各部局等で定めた到達基準値を基に定める。

第4 教員の職種、職務の特殊性や専門性の設定については、当該教員の採用条件を考慮するものとする。

第5 4領域の重みを加えた評価点の合計点で、表3による総合評価を行う。

表3 総合評価基準

総合評価点	総合評価
18点以上	特に優れている
14点以上18点未満	優れている
10点以上14点未満	水準に達している
6点以上10点未満	改善の余地がある
6点未満	改善を要する

第6 部局等で定めた評価項目、評価の重み、評価の基準とする到達基準値及び評価点の基準は、あらかじめ学長に報告するものとする。

### 第3章 評価項目の作成

部局等は、次に掲げる領域別の評価項目を参考にして評価項目を作成し、幅広く総合的に評価する。この場合において、これらの参考とする評価項目については、部局等の専門性を考慮して、追加又は削減することができる。

#### 第1 教育活動の領域

教育は、教員の基本的な責務である。この意味から、教育活動は、教育担当の実績、教育の質、学生による授業評価などを基に評価する。

##### 1 教育担当の実績

- (1) 全学教育の担当の有無
- (2) 専門教育の担当の有無
- (3) 大学院教育の担当の有無
- (4) 授業の実施状況、休講とその措置の状況
- (5) 修士及び博士論文の指導状況
- (6) 留学生の受入れ状況
- (7) 国外からの研修生等の受入れ状況
- (8) その他本学及び部局等が必要に応じて設定する項目

##### 2 教育の質

教育の質は、教育内容、教育内容に対する精通度、新しい教育方法の採用度などを評価する。

- (1) 教育方法の妥当性
- (2) 授業計画(シラバス)の妥当性
- (3) 記述、口述、視覚表現の妥当性
- (4) 学生との人間関係への配慮の有無
- (5) 双方向的授業の実施状況
- (6) 自己表現教育の実施状況

- (7) 思考及び問題解決能力の育成への配慮の有無
- (8) 専門家能力の育成への配慮の有無
- (9) 教育到達度を評価するための成績評価法の妥当性
- (10) 成績評価の学生へのフィードバックの有無
- (11) 教育方法の改善に対する取組の有無
- (12) その他本学及び部局等が必要に応じて設定する項目

### 3 学生による授業評価

学生の知識や技術の習得は、自ら進んで学ぼうとすることによって促進され、学習を通じて専門家として自立する自覚が生まれる。したがって、教員は、自己が行う授業に対し学生が良い印象を持ち、その学習意欲を高めるような授業を行うことに努める必要がある。

また、教員の授業の最終的な評価は、その教育によって学生が学習の目標にどの程度まで到達したかによって測られるものであることに配慮し、自己の授業に対する評価を学生に求め、その評価を十分に尊重し、教育評価の資料の一部に加えるとともに自己の教育方法の改善に役立てるように配慮する。

## 第2 学術・研究の領域

学術・研究活動は、教員自身の教育や専門家としての活動に大いに役立つものであり、大学教員にとって教育活動とともに重要な使命である。学術・研究活動は、これまでに人類が得た知識について資料の収集、体系化及び伝承を行う学術活動、研究を通して新しい知識を創造する活動等について評価する。

### 1 学術活動

- (1) 教科書の編纂
- (2) 専門書籍の編纂
- (3) 学術調査報告
- (4) 症例報告
- (5) 専門技術の解説
- (6) 教材開発
- (7) 教育マニュアルの作成
- (8) 芸術活動
- (9) 演奏活動
- (10) 市場調査
- (11) 教育法の開発
- (12) 国際学術交流
- (13) その他本学及び部局等が必要に応じて設定する項目

### 2 研究活動

研究活動は、科学的な手法により研究を行うことによって新しい知識を創造する活動である。研究活動には、基礎研究、応用研究、臨床的研究などが含まれる。

- (1) 審査制を備えた国際学術雑誌への公表
- (2) 審査制を備えた国内学術雑誌への公表
- (3) 審査制を備えない国際学術雑誌への公表
- (4) 審査制を備えない国内学術雑誌への公表
- (5) 学術専門書の出版(著書)による公表
- (6) 学内紀要への公表
- (7) 総説等への公表
- (8) 審査を経て決定される研究費の獲得
- (9) 種々の研究費の獲得
- (10) 他の大学、研究機関や専門領域の学会などから招聘されて行った教員の専門領域に関する講演
- (11) 国際研究交流
- (12) 学術賞の受賞
- (13) 特許、実用新案等
- (14) その他本学及び部局等が必要に応じて設定する項目

### 3 医療活動

医療活動のうち、大学病院などで教員が本来の職務として教育・研究活動を伴って行う医療活動は、学

術・研究領域に区分し，評価する。

### 第3 組織運営の領域

教員は，本学を維持し発展させるために必要な組織運営に係る業務を，その職に応じて果たす必要がある。

- (1) 本学及び部局等の運営に係る委員会活動
- (2) 大学教育におけるカリキュラム作成とその実施に係る活動
- (3) 学生確保に係るリクルート活動
- (4) 教員の再教育に係る活動
- (5) 学生の生活指導等に係る活動
- (6) 学生の就職に係る活動
- (7) 本学あるいは部局等が一般市民に対して実施する生涯学習等に係る活動
- (8) その他本学及び部局等が必要に応じて設定する項目

### 第4 社会貢献の領域

教員は，自己の専門家としての資質の向上に努め，それをもって社会に貢献することに努める必要がある。本学は，専門家として又は本学教員としての立場で行う種々の社会貢献活動の実績を評価する。

- (1) 学会などにおける委員としての活動
- (2) 学会におけるシンポジウムや専門分野分科会における座長
- (3) 学術雑誌の編集員及び審査員としての活動
- (4) 文化の伝承，発展及び創造活動への寄与
- (5) 一般市民の生涯学習等への寄与
- (6) 国や地方自治体等における審議会・委員会委員としての活動
- (7) 地域医療への貢献
- (8) 新技術の創出など新産業基盤の構築への寄与
- (9) 技術移転・相談
- (10) 国際交流への貢献
- (11) その他本学及び部局等が必要に応じて設定する項目

## 第4章 評価資料の作成

教員は，第3章に規定する各評価項目について客観的な評価が可能となるように個人評価資料を作成するものとする。その個人評価資料には，第2章第2により部局等の組織単位で定めた評価の重みにかかわらず，教員個人が評価対象となる期間においてどの領域に重点をおき活動したかを記載するものとする。

## 第5章 評価に係る組織の役割

個人評価に係る組織の役割は，次に掲げるとおりとする。

### 1 教員(被評価者)

- (1) 過去5年間の個人評価資料の作成及び部局長等への提出
- (2) 個人評価の結果に基づいた次年度以降の活動計画の策定と実行

### 2 部局長等

- (1) 専門領域を考慮して部局等に部局評価委員会を設置
- (2) 個人評価結果の検討と被評価者に対する個人評価結果の通知
- (3) 必要に応じた被評価者からの意見聴取
- (4) 個人評価報告書を学長へ提出
- (5) 大学評価規則第16条(評価結果の利用)及び第17条(評価結果の公表)に定めた事項の実施

### 3 部局評価委員会

- (1) 被評価者から提出された資料に基づく個人評価の実施
- (2) 部局評価委員会の意見を付した個人評価報告書の作成と部局長等への提出

### 4 長崎大学大学評価委員会

- (1) 全学的視野に立って，部局等で定めた個人評価の評価基準，評価項目等の調整及び部局等による評価の不均衡の調整
- (2) 学長が必要と判断した被評価者の再評価の実施

(3) 長崎大学大学評価委員会の意見を付した再評価報告書の作成と学長へ提出

## 5 学長

- (1) 長崎大学大学評価委員会の設置
- (2) 学部長等から提出された個人評価報告書の検討
- (3) 長崎大学大学評価委員会へ再評価の依頼
- (4) 長崎大学大学評価委員会から提出された再評価報告の検討
- (5) 必要に応じた被評価者からの意見聴取
- (6) 個人評価の総括と被評価者及び部局長等への結果の通知
- (7) 大学評価規則第16条(評価結果の利用)及び第17条(評価結果の公表)に定めた事項の実施

### 第6章 評価の実施手順

個人評価は、次の手順で実施する。

- 1 本学による個人評価は、5年ごとに行う。
- 2 本学のすべての教員は、個人評価のための資料を作成するために、個人評価を実施しない年度にあっても毎年1月から12月末日までの諸活動の業績とその業績に対する自己解析結果をまとめる。この年間業績については、学部、学科等の単位でまとめて適当な方法で公表することに努めるものとする。
- 3 個人評価実施年に、教員は、個人評価実施年から遡って過去5年間の活動状況を基に個人評価資料を作成し、3月末日までに部局長等へ提出する。
- 4 部局長等は、部局評価委員会を組織し、個人評価を依頼する。
- 5 部局評価委員会は、提出された個人評価資料を基に6月末日までに評価を行い、その結果を部局長等へ報告する。
- 6 部局長等は、部局評価委員会から個人評価の結果を受け取ってから4週間以内に、その結果に対する所見を付して被評価者へ通知する。
- 7 部局長等は、被評価者から評価の結果に対する意見の申出があったとき又は被評価者から意見を聴取する必要があると認めるときは、前項により被評価者へ通知を行った日から2週間以内に意見を聴取する。
- 8 部局長等は、個人評価報告書を第6項により通知を行った日から4週間以内に学長へ報告する。この場合において、前項により意見を聴取したときは、その結果に対する所見を付すものとする。
- 9 部局長等から報告を受けた学長は、必要と判断したときには、部局長等を通じて該当する被評価者に個人評価資料の再提出を求め、資料を受け取ってから4週間以内に長崎大学大学評価委員会にその再評価を依頼する。
- 10 長崎大学大学評価委員会は、再評価の依頼を受けてから4週間以内に再評価を行い、その結果に対する所見を付して学長へ報告する。
- 11 再評価の結果について報告を受けた学長は、その結果を十分に検討し4週間以内に、意見を付して被評価者及び被評価者が所属する部局長等に通知する。
- 12 学長は、被評価者から再評価の結果に対する意見の申出があったとき又は被評価者から意見を聴取する必要があると認めるときは、前項により被評価者へ通知を行った日から2週間以内に意見を聴取する。
- 13 学長は、個人評価の結果を全学的見地から総合的に分析し、その結果を公表するとともに、評価結果に基づいて部局等に対して適切な措置・指導助言を行う。
- 14 部局長等は、個人評価の結果を部局等の見地から総合的に分析し、その結果を公表するとともに、評価結果に基づいて教員に対して適切な措置・指導助言を行う。
- 15 被評価者は、評価結果を考慮して次期(5年間)の活動計画を作成する。

### 第7章 雑則

個人評価の実施に必要な書面、資料等の様式については、学長が別に定める。

### 附 則

この実施基準は、平成16年4月1日から施行する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
  - 第2章 組織等評価（第2条 - 第8条）
  - 第3章 教員の個人評価（第9条 - 第17条）
  - 第4章 認証評価（第18条）
  - 第5章 大学評価委員会（第19条 - 第28条）
  - 第6章 部局等における評価委員会（第29条）
  - 第7章 雑則（第30条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第8条の規定に基づき実施する組織等評価（教員の個人評価を除く自己点検、自己評価、検証、評価結果の公表及び評価結果に基づく改善等をいう。以下同じ。）、長崎大学（以下「本学」という。）の教員個人の活動状況について自律的かつ定期的な点検・評価（以下「個人評価」という。）及び文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 組織等評価

（組織等評価の実施）

第2条 組織等評価の実施は、自己点検を行い、現状の課題と問題点を自己評価し、改善への具体的取り組みを行うことを考慮して、概ね5年に一度実施するものとする。

2 組織等評価は、評価項目ごとに、現状把握、現状分析・評価、評価結果に基づく改善項目及び改善方策の策定を行うものとする。

3 組織等評価については、その手法、基準及び評価結果の妥当性についての検証（本学の職員以外の者による検証を含む。）を併せて行うものとする。

（組織等評価の対象）

第3条 組織等評価は、次に掲げる部局等を対象として行い、これを全学的に取りまとめるものとする。

- (1) 各学部
- (2) 各研究科
- (3) 熱帯医学研究所
- (4) 医学部・歯学部附属病院
- (5) 附属図書館
- (6) 保健管理センター及び学内共同教育研究施設（以下「学内共同教育研究施設等」という。）
- (7) 事務局

2 前項の組織等評価の実施に当たっては、必要に応じ、学科（課程）、専攻、講座等を評価の単位とすることができる。

3 組織等評価は、組織全体の評価を行うために、個人データの収集を実施し、その収集結果を利用することができる。

（組織等評価の対象領域等）

第4条 組織等評価は、教育、学術・研究、組織運営、社会貢献及び施設の5領域を対象とし、領域ごとに次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 教育の領域

- ア 本学、学部、研究科等の教育目標に関する事項
- イ 本学、学部、研究科等の教育活動に関する事項
- ウ 学生の入学、卒業等に関する事項
- エ 教育環境に関する事項

- オ 学生の国際交流に関する事項
- カ その他学生の教育に関する事項

(2) 学術・研究の領域

- ア 学術・研究活動(個人評価に係るものを除く。)に関する事項
- イ 研究環境に関する事項
- ウ 教員の国際交流に関する事項
- エ その他教員の研究に関する事項

(3) 組織運営の領域

- ア 教育研究組織の管理運営に関する事項
- イ 本学、部局等の財政に関する事項
- ウ その他本学の組織運営に関する事項

(4) 社会貢献の領域

- ア 地域社会への貢献に関する事項
- イ 大学開放に関する事項
- ウ その他社会貢献に関する事項

(5) 施設の領域

- ア 施設、設備等の現状に関する事項
- イ 施設、設備等の有効活用に関する事項
- ウ その他施設、設備等に関する事項

2 前項に掲げる事項の具体的な評価項目は、第19条に規定する長崎大学大学評価委員会(以下「大学評価委員会」という。)が別に定める。

3 組織等評価の評価領域及び評価項目については、大学評価委員会の議を経て、前条第1項各号に掲げる部局等から特定の部局等を除くことができる。

(学生からの意見聴取)

第5条 大学評価委員会及び第29条に規定する部局評価委員会(以下「部局評価委員会」という。)は、組織等評価の実施に際し、評価項目によっては学生の意見を聴取できるものとする。

(評価結果の公表)

第6条 組織等評価の結果は、文書冊子、電子媒体等により、公表するものとする。

(評価結果の利用)

第7条 学長及び部局等の長は、第2条第2項により策定された改善項目の改善及び改善方策の実施に努めるとともに、評価結果を本学及び部局等のより一層の活性化を促すために積極的に利用するものとする。

(評価結果の改善検証)

第8条 大学評価委員会及び部局評価委員会は、前条の改善項目及び改善方策について、改善のための一定の期間を設け、その達成状況の検証を行うものとする。

### 第3章 教員の個人評価

(個人評価の実施)

第9条 個人評価の実施は、本学の教育・研究などの諸活動の一層の向上を図り、もって本学の理念の実現を図ることを目的とするため、5年ごとに実施するものとする。

(個人評価の対象)

第10条 個人評価の対象とする教員は、本学の教授、助教授、専任の講師及び助手とする。

(個人評価に係る組織)

第11条 個人評価に係る組織は、次に掲げるとおりとする。

(1) 教員(被評価者)

(2) 部局長等(次号の部局等の長をいう。以下同じ。)

(3) 部局等(各学部、各研究科、熱帯医学研究所、学内共同教育研究施設等をいう。以下同じ。)に設置する評価委員会

(4) 全学段階に設置する大学評価委員会

(5) 学長

2 前項第3号の部局評価委員会に、必要に応じ、当該部局等以外の者を外部委員として加えることができる。

(個人評価の領域)

第12条 個人評価は、教員の活動を教育、学術・研究、組織運営及び社会貢献の4領域に分類し、それぞれの領域における活動について幅広く行う。

(個人評価の方法等)

第13条 個人評価は、原則として、評価される教員が自ら作成した資料に基づき行う。

2 個人評価は、前条に規定する4領域ごとにそれぞれ5段階領域評価を行い、さらにその合計点(最高点20点)を基に、5段階総合評価を行う。

3 個人評価の評価基準、評価項目その他の個人評価の実施方法については、長崎大学における教員の個人評価に関する実施基準(以下「個人評価実施基準」という。)の定めるところによる。

(評価基準及び評価項目)

第14条 部局等の教員の個人評価に係る評価基準及び評価項目は、個人評価実施基準により、部局長等が別に定める。

2 大学評価委員会は、全学的視野に立って、部局等で定めた個人評価の評価基準、評価項目等について、部局等による不均衡を調整する。

(意見の聴取)

第15条 学長及び部局長等は、個人評価の実施に当たって、必要に応じて評価される教員の意見を聴取する機会を設けるように配慮するものとする。

(評価結果の利用)

第16条 学長及び部局長等は、評価の結果を教員の諸活動の活性化を促すために利用するものとする。

2 学長及び部局長等は、特に高い評価を受けた教員に対し、その活動の一層の向上を促すための適切な措置をとるものとする。

3 学長及び部局長等は、その活動が十分でないと評価された教員に対して、その理由を調査し、活動状況の改善について、適切な指導及び助言を行うものとする。

4 学長及び部局長等は、個人評価の結果を集計し、総合的に分析し、本学又は部局等の活動の現状を把握し、本学の理念の実現のために積極的に利用するものとする。

(評価結果の公表)

第17条 教員個人に係る評価の結果は、個人情報として取扱い、原則として公表しない。

2 教員がまとめた年間業績については、学部、学科等の単位でまとめ、適当な方法で公表することに努めるものとする。

3 学長及び部局長等は、前条第4項による集計及び分析の結果並びに本学又は部局等の活動の現状について、公表するものとする。

#### 第4章 認証評価

(認証評価の実施)

第18条 認証評価については、学校教育法(昭和22年法律第26号)その他認証評価機関が定める実施方針等に従い実施するものとする。

#### 第5章 大学評価委員会

(大学評価委員会の設置)

第19条 本学に、組織等評価の実施、個人評価の実施及び認証評価に係る本学としての対応を行うため長崎大学大学評価委員会を置く。

(任務)

第20条 大学評価委員会は、次に掲げる事項を企画し、実施する。

- (1) 組織等評価及び個人評価に係る基本方針の策定に関する事項
  - (2) 認証評価機関による本学の評価に関する事項
  - (3) 評価結果の総合的分析及び取りまとめに関する事項
  - (4) 評価結果の公表に関する事項
  - (5) 評価結果に基づく学長への改善方策の提言に関する事項
  - (6) 改善の達成度の検証に関する事項
  - (7) その他組織等評価、個人評価及び認証評価に関し必要な事項
- 2 大学評価委員会は、全学的な組織等評価等の実施について、必要に応じ、全学的に組織された各種学内委員会に付託することができる。

3 大学評価委員会は、次に掲げる場合について、経営協議会及び教育研究評議会に報告しなければならない。

- (1) 第1項第1号による基本方針の策定又は変更をしたとき。
- (2) 第1項第3号による評価結果の取りまとめを行ったとき。
- (3) 第1項第4号による評価結果を公表するとき。
- (4) 第1項第6号による検証の結果が明らかになったとき。

(組織)

第21条 大学評価委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 第29条に規定する部局評価委員会の委員長
- (3) 事務局の各部長
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 委員は、学長が任命する。

(任期)

第22条 前条第1項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第23条 大学評価委員会に委員長を置き、第21条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、大学評価委員会を招集し、その議長となる。

3 大学評価委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第24条 大学評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 大学評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第25条 委員長が必要と認めたときは、大学評価委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(関係職員の出席)

第26条 委員長は、必要に応じ、大学評価委員会に関係職員を出席させることができる。

(専門委員会)

第27条 大学評価委員会に、必要に応じ、特定の事項について専門的に調査・検討させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の任務、組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第28条 大学評価委員会の事務は、総務部企画課において処理する。

第6章 部局等における評価委員会

(部局評価委員会)

第29条 部局等ごとに、部局等における組織等評価、個人評価及び認証評価を実施するため、部局評価委員会を置く。この場合において、関連の学部と研究科が一体となって組織等評価、個人評価及び認証評価を実施することが適当である場合には、一の部局評価委員会とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、学内共同教育研究施設等に置く部局評価委員会については、すべての学内共同教育研究施設等を対象とする一の部局評価委員会を置き、組織等評価、個人評価及び認証評価を実施するものとする。

3 部局等の部局評価委員会に関し必要な事項は、部局等ごとに別に定める。

第7章 雑則

(補則)

第30条 この規則に定めるもののほか、組織等評価、個人評価及び認証評価の実施の細部に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。